

病院食堂運営事業者募集要領

1. 応募資格要件

- (1) 食堂運営事業者は、市内に本社（店）若しくは支店、営業所を有する法人又は市内に居住する個人である者で、資本金があり堅実な経営内容を持つ者とし、飲食店営業経験が1年以上あることとする。

(注) 飲食店営業経験とは、食品衛生法施行令第35条第1項第1号に規定される飲食店営業において、一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業経験をいう。

- (2) 国税及び地方税に滞納がない者であること。

2. 基本事項

- (1) 滝川市立病院が、運営事業者からの行政財産使用許可願いの提出により、許可日から5年間の営業許可を行う。ただし、下記に該当する場合は使用許可を取り消す場合がある。

ア. 公用又は公共の用に供する場合は生じた場合

イ. 使用条件に違反した場合

- (2) 行政財産使用料、電気料、水道料、給湯料、下水道使用料については、運営事業者の負担とし、毎月病院に納入すること。

・行政財産使用料～滝川市行政財産使用料条例に基づき算出される額

(使用料の一部を減額又は全部を免除する制度あり。)

・電気料、水道料、給湯料、下水道使用料～実費

- (3) 行政財産使用許可日又は許可満了日が月の途中の場合の行政財産使用料は日割りとする。

- (4) 食品衛生責任者の資格を有すること。

- (5) 病院という特殊な場所での営業であるため、従業員の教育・指導を行い、親切丁寧な対応及び患者等利用者のサービスに努めるものとする。

- (6) 食堂及び喫茶として一般用及び職員用として運営する。

- (7) 運営事業者は、メニュー、味付け、清潔、迅速等のサービス向上に努めること。

- (8) 営業時間は、原則、平日は午前11時から午後4時まで、土日祝日は午前11時から午後3時までとするが運営事業者の提案を妨げない。年末年始等については運営事業者の考え方を尊重する。臨時休業、営業時間の変更をするときは、事前に事務課に届け出ること。

3. 運営内容、条件等について

- (1) 提供メニュー 運営事業者の提案による。

- (2) 価格 低価格で提供すること。

- (3) 支払方法 現金とするが、病院業務用等の場合は掛売りも可能とすること。

- (4) 配膳方法等 食堂内はセルフサービスとし、院内に配達サービスをする事。
- (5) 貸与の備品及び機器
別紙のとおりとするが、食器等の消耗品については運営事業者の負担とし、施設の小破修理についても運営事業者の負担とする。
- (6) 電話機、FAXの設置費用は運営事業者の負担とする。
- (7) 営業上の許可手続き、関係法令による検査等は、運営事業者の責任において行なう。
- (8) 食事等の提供に伴うトラブルについては、一切運営事業者の責任とする。
- (9) 病院内の食堂として特色のあるメニューを提案すること。
- (10) アルコール類の提供は、認めないものとする。
- (11) 廃棄物処理については、分別をして運営事業者が廃棄処理を行うこと。
- (12) 使用する食材等については、出来るだけ地元調達とすること。
- (13) 車椅子の方などの利用について配慮すること。
- (14) 食品衛生の関係法令を遵守し、常に食堂の清掃を保持し、従業員の健康、その他衛生管理について責任をもって行うものとする。
- (15) 病院利用者へのサービス向上及び病院職員の福利厚生の実現を図るため、患者、職員等へ適宜アンケート調査を行い、要望等があれば改善に努めること。

4. 病院の概要について

(1) 施設等の概要について

- ・病床数 一般病床 172 床 精神病床 27 床 計 199 床
- ・患者数 一日平均外来患者数 618.77 人 (令和 7 年度実績)
一日平均入院患者数 170.35 人 (令和 7 年度実績)
- ・職員数 638 名 (職員、会計年度任用職員、委託)
(令和 8 年 8 月 1 日現在)
- ・食堂面積 106.9 m²
(厨房 35.0 m² 一般食堂 36.3 m² 職員食堂 35.6 m²)
- ・食堂平面図 別紙のとおり (6 階)
- ・貸与設備等 別紙のとおり
- ・営業開始 令和 9 年 1 月 4 日

5. 運営事業者の選定及び決定

- (1) 申込書・企画書等の提出を受けて、運営事業者を決定する。
- (2) 決定通知書は 11 月中旬頃に送付する。

6. 提出書類及び提出期限等について

(1) 提出書類 (各 1 部)

- ①滝川市立病院食堂経営申込書 (様式 1)
- ②滝川市立病院の食堂経営に関する企画書 (様式 2)

- ③国税及び地方税納税証明書（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - ④直近の決算書
 - ⑤登記事項証明書又は商業登記簿謄本～法人の場合（写し可。申請日前3か月以内に発行されたもので、現状を反映しているものに限る。）
 - ⑥住民票～個人の場合（写し可。申請日前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - ⑦暴力団等の排除に関する誓約書（様式3）
- （2）提出方法 滝川市立病院HPから申込書等をダウンロードして、提出書類を、滝川市立病院事務部事務課（滝川市立病院3階）へ持参、又は郵送すること、ただし、持参の場合は、土日祝日の休診期間を除く、各日、午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は、提出期限まで必着とする。
- （3）提出期限 令和8年10月19日（月） 午後5時まで

7. 問合せ先

〒073-0022 滝川市大町2丁目2番34号
滝川市立病院 事務部 事務課 （担当：古山）
TEL0125-22-4311（内線4317）
FAX0125-24-6010

※感染症感染防止の観点から、令和8年9月 日現在、外来受診及び面会を制限しているため、現運営事業者の営業時間は平日のみの午前11時から午後2時までとしており、土日祝日は休業している。
今回の提案においても、現在の状況が続く場合は営業時間の変更を認める。

(様式1)

受付No

滝川市立病院食堂経営申込書

令和 年 月 日

滝川市長 前田 康吉 様

申込者 商号・名称

住 所

代表者氏名

電話番号

E メール

滝川市立病院の食堂経営を希望したく関係書類を提出いたします。

(様式 2)

滝川市立病院の食堂運営に関する企画書

名称		代表者氏名	
住所		☎	FAX
創業年	年 月 日	資本金	万円
従業員数	人	事業所数	店舗
<u>基本的なコンセプト、運営方針及び特色</u>			
<u>従事者数など業務体制（具体的に）</u>			
<u>メニュー及び価格の考え方</u>			
<u>営業時間及び休業日の考え方</u>			

院内出前対応の考え方

食材調達の基本方針

職員の管理体制

衛生管理体制

これまでの経歴・その他 PR

その他

(様式3)

暴力団等の排除に関する誓約書

令和 年 月 日

滝川市長 前田 康吉 様

(申込者)

住所

商号・名称

代表者名

印

私は、滝川市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第12号。以下「条例」という。）に基づき、滝川市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、滝川市が実施する滝川市立病院食堂運営事業者募集の申込にあたり、次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することはありません。
 - (1) 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団関係事業者（条例第2条第4号に規定する暴力団関係事業者をいう。以下同じ。）
 - (4) 役員等（滝川市競争入札参加等除外措置事務処理要領（平成26年告示第41号）第2条第2項に規定する役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められる者。
 - (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- 2 私は、本誓約書1の各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、滝川市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、条例第11条に基づき本誓約書及び個人情報（滝川市個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。）が滝川市から警察その他の関係機関に提供されることに同意します。
- 4 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると滝川市が警察その他の関係機関から通報を受け、又は滝川市の調査により判明し、滝川市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負等にかかる契約の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。
- 5 私は、本誓約書に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合又は本誓約書に違反したことにより、行政財産使用許可を取り消されても異議を申しません。また、これらにより損害が生じた場合であっても、滝川市に対して何らの請求もしません。